

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県秦野市

2 構造改革特別区域の名称

秦野名水どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

神奈川県秦野市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然環境

秦野市（以下「本市」という。）は、神奈川県央の西部に位置し、市域は、東西約13.6キロメートル、南北は約12.8キロメートル、面積は103.76平方キロメートルで、県内19市中5位の広さを持つ都市である。東京からは約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、北方には神奈川県の屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成している。

市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰の稜線の合間から発しており、なかでも塔ノ岳からの水無川、春嶽山からの金目川は、盆地に入って扇状地地帯を形成し、これが今日の市街地となっている。扇状地は、丹沢山地から搬出され堆積した砂礫層と、箱根火山等から飛来した火山灰が基盤の上で互層構造を形成し、この層の厚さは深いところで200mと推定される。このような地形的特質から、秦野盆地は地下水を豊富に蓄えており、これらの地下水は盆地内の各所で湧き出し、これが秦野盆地湧水群として全国名水百選の一つに選ばれている。

秦野市の気候は太平洋岸気候に属し、海洋気象の影響を受け降霜・降雪が少なく、冬期は西北西、夏期は南方の風が多いが、風速は弱く比較的温暖であり、みかんの北限域、りんごの南限域といわれる地域に位置する。

(2) 歩み

昭和30年1月1日に市制施行し、平成27年1月1日に市制施行60周年を迎えた。個性ある8の地域それぞれの魅力が輝くまちづくりを推進している。

(3) 人口・産業

本市の人口は、163,736人（令和3年4月1日現在）であり、平成22年の国勢調査では170,145人と市政施行以来増加傾向であったが、平成27年の国勢調査では167,378人、令和2年の国勢調査（速報値）では162,078人と減少している。

産業別就業者数の構成比は、平成27年の国勢調査では、第一次産業2.1%（1,434人）、第二次産業28.9%（20,145人）、第三次産業69.0%（48,135人）となっている。第一次産業及び第二次産業の就業者数は減少し、構成比は横ばい又は減少している。第三次産業は、

就業者が減少しているが、構成比は増加している。

(4) 農業

本市の面積は10,376haで、その全域が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域は2,438ha、市街化調整区域は7,938haとなっている。市街化区域の約4%に当たる98.4haが生産緑地地区、市街化調整区域の約43%に当たる3,438.9haが農業振興地域になっており、このうち、約20.8%の715haが農用地区域に指定されている。経営耕地面積は、農業者の高齢化、鳥獣被害の増加による営農意欲の減退等が要因となり、平成22年から平成25年の4年間で約10%減少し、一方、耕作放棄地は4年間で5%増加している。

本市の農業は、中核的農業者をはじめ、高齢・女性農業者などの多様な農業者や営農類型別の部会、経営士会及び後継者クラブ等の様々な団体・組織により支えられてきたが、担い手不足の課題は現れており、平成17年度に農業支援に関する窓口（市、農業委員会及び農協）を一本化した「はだの都市農業支援センター」を設置し、農業経営基盤強化促進法の改正を契機に開設した「はだの市民農業塾」の実施により、多様な「農」の担い手の育成・確保に取り組んでいる。

(5) 観光

本市の観光資源は、丹沢大山国定公園に指定されている山岳である。丹沢は、ブナの原生林が豊かに残る南関東有数の山岳景勝地であり、首都圏から多くの登山客が訪れる。市街は、丹沢連峰と渋沢丘陵に囲まれた盆地で、気軽にハイキングを楽しめる遊歩道が整備されているほか、県立丹沢大山自然公園に指定されている弘法山公園は、桜、あじさい、紅葉など四季を通じて親しまれている。

丹沢からもたらされるミネラル分を多く含んだ豊かな湧水が秦野盆地各所にあり、この湧水群は、昭和60年に環境省の「名水百選」に選ばれ、平成28年の選抜総選挙では、おいしさが素晴らしい部門で全国第一位となっている。

市内各所で、落花生、さつまいも、みかん等の収穫体験ができる観光農業が行われているほか、新鮮な地元農産物を販売する「はだのじばさんず」は観光客が多く立ち寄る施設である。里山や丹沢の自然に親しむ施設として、柳川の生き物の里、表丹沢野外活動センターなどがある。

鶴巻温泉は、カルシウム含有量世界有数の特徴ある泉質を有しており、平成13年に開業した日帰り温泉施設「弘法の里湯」は、ハイキング客や周遊観光客の立ち寄り先として人気がある。

本市の観光入込客数は、約338万人（令和2年度実績）で、丹沢表尾根（ヤビツ、大倉）が最も多く、全体の21.3%を占める。新型コロナウィルス感染症拡大の影響により前年の約447万人（令和元年度）から24.4%の減少となっている。

また、本市のより一層の発展につなげるため、表丹沢一体にある農林業、観光、歴史、文化、スポーツなどさまざまな魅力ある資源を最大限に生かす「表丹沢魅力づくり構想」を令和2年9月に策定し、観光客の滞在時間及び周遊性の向上による誘客の増加につなげよう取り組んでいる。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、全国的な誘致力の高い観光資源が存在しないため、個々の観光資源をネットワーク化し、ルートやエリアとして魅力を高め、観光周遊や観光滞在を促進する必要がある。農地や農村環境を有していることは本市の大きな強みであり、観光農業等の体験型観光の展開や農村環境を生かした滞在環境の整備が必要である。

自然環境を求めて来訪する本市の日帰り観光は、滞在時間は長いが消費額は少なく、観光入込客数が増加しても地域経済の活性化に結びつきにくい課題があるため、市内への周遊・滞在を促すとともに、消費したくなる商品を発掘・開発し、店舗等における市内調達率を向上させることが必要である。

丹沢からもたらされる豊かな名水は、本市の重要な観光資源であり、この名水を活用した特産品として濁酒を位置付けることで、農村の魅力向上、観光滞在の促進、地産地消による農産物の消費拡大、年間を通じた収入につながる新たな地域資源として、継続的な地域活性化、ひいては6次産業化につながるものと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置は、自ら作った米で濁酒を製造する農家レストランが増え、郷土料理の一品に加えて提供されることや、地域独自の新たな商品としてイベントや広報誌等において広くPRすることで、農村の魅力を向上させ、新東名高速道路の開通を契機に本市を来訪する観光客の滞在時間の促進、交流人口の増加につなげ、地場産品の地産地消、農村を含めた地域全体の活性化に寄与することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

本特例措置に基づき、農家レストランの新規起業や濁酒製造を促進する。濁酒に興味を持った来訪者の増加に加え、ニューツーリズムの推進と市内の様々な観光資源を結びつけることで交流人口の増加及び地域の活性化並びに耕作放棄地の解消に寄与することが期待される。

市内唯一の酒造メーカーが、名水で仕込んだ地酒を開発、販売している。これに加え、濁酒を新たな観光資源と位置づけ、全国に誇る本市の名水の魅力と一体的にPRしていくことにより、本市への観光客の更なる誘致が図られる。

濁酒の製造は、市内の民間事業者からの提案を受けたものであり、本市が令和2年度に策定した「表丹沢魅力づくり構想」では、地場産農産物等を活用した更なる6次産業活性化策の検討に取り組むこととしており、目的を一にしている。

○農家レストランの新規起業

区分	2年度末現在	3年度目標	5年度目標	7年度目標
農家レストランの件数	0	1	2	3
上記のうちどぶろく製造件数	0	0	1	2

※ 農家レストランの件数：秦野市農家レストランの設置の認定に関する要綱に基づき認定を受けた件数

○農村地域と都市部との交流人口の増加

グリーンツーリズムを含めたニューツーリズムの推進を図ることで交流人口の増加が期待される。

区分	2年度末現在	3年度目標	5年度目標	7年度目標
ニューツーリズム体験プログラム数	0	0	35	45

○観光客入込数の増加

ニューツーリズムの推進と市内の様々な観光資源を結びつけることで交流人口の増加及び地域の活性化が期待される。

区分	2年度末現在	3年度目標	5年度目標	7年度目標
観光客入込数	3,380,000人	4,472,000人	4,472,000人	4,652,000人
観光客消費額	42億4,500万円	59億1,800万円	59億1,800万円	61億5,700万円

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和5年度目標までは令和元年度における実績値を据え置いています。

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン・民宿等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

秦野市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン・民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されないことから、酒類製造免許を取得することが可能となる。

この特例措置を受けることにより、名水を活用した濁酒の製造に係る地産地消の推進や農家レストラン等の新規開設が促進される。

また、イベントにおいて観光客等に提供することで誘客の促進や特色あるまちづくりに寄与するものと期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するともに税務当局の検査や調査の対象となる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。